（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（1から7までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）	二　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって、次に掲げるもの（3及び4の項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
1～7　（略）	1～7　（略）
8　外国において国際的な規模で開催されるスポーツ競技大会に参加するために輸出する貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であって、当該スポーツ競技大会の終了後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出するものを除く。）	（新設）
9　内閣総理大臣又は外務大臣が化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄のために輸出する貨物であって、当該廃棄の終了後本邦に輸入すべきもの	（新設）
10　警察庁長官又は海上保安庁長官が警護の用に供するために輸出する貨物であって、当該警護の終了後本邦に輸入すべきもの	（新設）
11　本邦に輸出された輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（附属品又は部分品に限る。）であって、防衛大臣が修理のためにその輸出国に輸出するもののうち、当該修理の終了後本邦に輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）	（新設）

○海上保安庁告示第二十九号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十四日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ467	ジェネラル・アトミクス式ＭＱ－９Ｂ型	Ｎ467ＳＧ
	ＲＡ476	同	Ｎ476ＳＧ
	ＲＡ482	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000－15（ＭＱ－９Ｂ）型	ＪＡ482Ａ

改正前

別表（第一条関係）

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ467	ジェネラル・アトミクス式ＭＱ－９Ｂ型	Ｎ467ＳＧ
	ＲＡ476	同	Ｎ476ＳＧ
	ＲＡ477	同	Ｎ477ＳＧ

○経済産業省告示第百六十八号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定に基づき、令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、次のように定めたので、告示する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による激甚災害に関し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の経済産業大臣が定める日は、令和八年五月十三日とする。